## 日本標準商品分類番号:874411

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

# アレルギー性疾患治療剤

# ジフェンヒドラミン塩酸塩注10mg「日新」 ジフェンヒドラミン塩酸塩注30mg「日新」

Diphenhydramine Hydrochloride Inj. 10mg • 30mg "NISSIN"

剤 形	注射剤					
製剤の規制区分	処方箋医薬品	処方箋医薬品 (注意-医師等の処方箋により使用すること)				
規格・含量		注 10mg:1 管 1mL 中 日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩 10mg 含有 注 30mg:1 管 2mL 中 日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩 30mg 含有				
一 般 名		和名:ジフェンヒドラミン塩酸塩 洋名:Diphenhydramine Hydrochloride				
#-11 N# DF -	販売名変更による					
製造販売 承認年月日		製造販売承認年月日	薬価基準収載年月日	発売年月日		
薬価基準収載・	注 10mg	2015年2月12日	2015年6月19日	2015年6月19日		
発 売 年 月 日	注 30mg	2015年2月9日	2015年6月19日	2015年6月19日		
開発・製造販売 (輸入)・提携・ 販 売 会 社 名	製造販売元 : 日 新 製 薬 株 式 会 社					
医薬情報担当者 の連絡先						
問い合わせ窓口	日新製薬株式会社 安全管理部 TEL: 023-655-2131 FAX: 023-655-3419 医療関係者向けホームページ: https://www.yg-nissin.co.jp/					

本 I F は 2019 年 7 月改訂 (第 7 版) の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、PMDA ホームページ「医薬品に関する情報」 http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html にてご確認ください。

## IF利用の手引きの概要 - 日本病院薬剤師会-

### 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。 医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、 添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会において新たなIF記載要領2008が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新版の e-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (http://www.info.pmda.go.jp/) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IFの情報を検討する組織を設置して、個々のIFが添付文書を補完する適正使用上情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF記載要領の一部改訂を行いIF記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

#### [IFの様式]

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②IF記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

#### [IFの作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ② I Fに記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従 事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [IFの発行]

- ①「IF記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の 拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

#### 3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

# 目 次

Ι	. 概要に関する項目	
	1. 開発の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 製品の治療学的・製剤学的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 2010 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-
_	6-7-1	
П	. 名称に関する項目	
	1. 販売名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2. 一般名	2
	3. 構造式又は示性式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4. 分子式及び分子量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5. 化学名(命名法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	6. 慣用名、別名、略号、記号番号·····	2
	7. CAS登録番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	7. CAS 豆球笛 ケー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ш	. 有効成分に関する項目	
	1. 物理化学的性質·····	3
	2. 有効成分の各種条件下における安定性	3
	3. 有効成分の確認試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4. 有効成分の定量法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1. 有别队为少足里位	J
IV	. 製剤に関する項目	
	1. 剤形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2. 製剤の組成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3. 注射剤の調製法	4
	4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	5. 製剤の各種条件下における安定性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6. 溶解後の安定性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)	6
	8. 生物学的試験法	6
	Mind for the control of the control	6
	9. 製剤中の有効成分の確認試験法····································	
	10. 製剤中の有効成分の正重法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	11. 力価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	12. 混入する可能性のある夾雑物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報・・・・・・・・・・・	6
	14. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
v	. 治療に関する項目	
•	- 1. 効能又は効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2. 用法及び用量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2. 用仏及 O 用量 3. 臨床成績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
	3.	7
VI	. 薬効薬理に関する項目	
	1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2. 薬理作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	<i></i>	
Ţπ	. 薬物動態に関する項目	
ΑΠ		0
	1. 血中濃度の推移・測定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2. 薬物速度論的パラメータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3. 吸収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4. 分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5. 代謝	9
	6. 排泄	1 0
	7. トランスポーターに関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	8. 透析等による除去率····································	1 0

VIII.	. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	
	1. 警告内容とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む) ······	1 1
	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	5. 慎重投与内容とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	7. 相互作用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1
	8. 副作用	1 1
	9. 高齢者への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	11. 小児等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	12. 臨床検査結果に及ぼす影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	13. 過量投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	14. 適用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	15. その他の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	16. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
IX.	. 非臨床試験に関する項目	
	1. 薬理試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	2. 毒性試験	1 3
X	. 管理的事項に関する項目	
	1. 規制区分·····	1 4
	2. 有効期間又は使用期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	3. 貯法·保存条件······	1 4
	4. 薬剤取扱い上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	5. 承認条件等	1 4
	6. 包装	1 4
	7. 容器の材質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	8. 同一成分・同効薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	9. 国際誕生年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	10. 製造販売承認年月日及び承認番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	11. 薬価基準収載年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容・・・・・・・	1 5
	13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	14. 再審査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	16. 各種コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	17. 保険給付上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
XI.	文献	
	1. 引用文献	1 6
	2. その他の参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
ΧΙΙ.	参考資料	
	1. 主な外国での発売状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	2. 海外における臨床支援情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
ХШ	. 備考	
	· <b>いま</b> り その他の関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
		_ ~

## I. 概要に関する項目

# 1.開発の経緯 ジフェンヒドラミン塩酸塩は 1945 年に開発されたH<sub>1</sub>受容体拮抗薬の一種で、第一世代H<sub>1</sub>拮抗薬である。抗ヒスタミン薬として用いられるほか、炎症、気道分泌の抑制、鎮静作用を持ち、また、催眠作用があることが知られている。日新製薬㈱は、「レスミン」を企画・開発し、1958 年 11 月に薬価収載され、1982 年 9 月に「10mg レスミン注射液」、「30mg レスミン注射液」の承認を取得し、製造・販売を開始した。医療事故防止対策に基づき、2015 年 2 月に販売名をそれぞれ『ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg「日新」』、『ジフェンヒドラミン塩酸塩注 30mg「日新」』に変更し、2015 年 6 月に薬価収載された。 2.製品の治療学的・製剤学的特性 ジフェンヒドラミンはヒスタミンH<sub>1</sub>受容体遮断薬である。H<sub>1</sub>受容体を介するヒスタミンによるアレルギー性反応(毛細血管の拡張と透過性亢進、気管支平滑筋の収縮、知覚神経終末刺激による瘙痒、など)を抑制する。

# Ⅱ. 名称に関する項目

1.販売名 (1)和名 (2)洋名 (3)名称の由来	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg「日新」 ジフェンヒドラミン塩酸塩注 30mg「日新」 Diphenhydramine Hydrochloride Inj. 10mg "NISSIN" Diphenhydramine Hydrochloride Inj. 30mg "NISSIN" 本剤の一般名「ジフェンヒドラミン塩酸塩」に由来する。
2. 一般名 (1) 和名(命名法) (2) 洋名(命名法) (3) ステム	ジフェンヒドラミン塩酸塩(JAN) Diphenhydramine Hydrochloride(JAN)、Diphenhydramine(INN) 不明
3. 構造式又は示性式	CH <sub>3</sub> CH <sub>3</sub> · HCl
4. 分子式及び分子量	分子式: C <sub>17</sub> H <sub>21</sub> NO・HCl 分子量: 291.82
5. 化学名(命名法)	2-(Diphenylmethoxy)-N, N-dimethylethylamine monohydrochloride (IUPAC)
6. 慣用名、別名、略号、 記号番号	別名:塩酸ジフェンヒドラミン
7. CAS登録番号	147-24-0 (Diphenhydramine Hydrochloride) 58-73-1 (Diphenhydramine)

# Ⅲ. 有効成分に関する項目

1.物理化学的性質 (1)外観・性状 (2)溶解性 (3)吸湿性 (4)融点(分解点)、沸点、凝固点 (5)酸塩基解離定数 (6)分配係数 (7)その他の主な示性 値	白色の結晶又は結晶性の粉末で、においはなく、味は苦く、舌を麻痺する。 メタノール又は酢酸 (100) に極めて溶けやすく、水又はエタノール (95) に 溶けやすく、無水酢酸にやや溶けにくく、ジエチルエーテルにほとんど溶けな い。 該当資料なし 該当資料なし 該当資料なし p H:本品 1.0g を水 10mL に溶かした液の p Hは 4.0~5.0 である。
2. 有効成分の各種条件 下における安定性	光によって徐々に変化する。
3. 有効成分の確認試験 法	日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩の確認試験法による。 (1)紫外可視吸光度測定法 (2)赤外吸収スペクトル測定法(塩化カリウム錠剤法) (3)塩化物の定性反応
4. 有効成分の定量法	日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩の定量法による。 0.1mol/L 過塩素酸による滴定(電位差滴定法)

# Ⅳ. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 剤形の区別、外観 剤形の区別:注射剤(溶液)

及び性状

性状:無色澄明の水性注射液

(2)溶液及び溶解時の

pH、浸透圧比、 粘度、比重、安定 p H :  $4.0 \sim 6.0$ 

なpH域等

浸透圧比(生理食塩液に対する比):約1(注10mg)、約2(注30mg)

(3)注射剤の容器中の 特殊な気体の有無 及び種類

なし

2. 製剤の組成

(1) 有効成分(活性成 分)の含量

(2)添加物

販売名	ジフェンヒドラミン塩酸塩注	ジフェンヒドラミン塩酸塩注
RX JL-1	10mg「日新」	30mg「日新」
容量	1 管 1mL	1 管 2mL
去热出八	日本薬局方ジフェンヒドラミン	日本薬局方ジフェンヒドラミン
有効成分	塩酸塩 10mg 含有	塩酸塩 30mg 含有
	ベンジルアルコール 0.005mL	ベンジルアルコール 0.02mL
添加物	等張化剤	等張化剤
	p H調整剤	p H調整剤

(3)電解質の濃度 (4)添付溶解液の組成

及び容量

該当しない 該当しない

(5) その他

該当しない

3. 注射剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散 性に対する注意

該当しない

## 5. 製剤の各種条件下に おける安定性<sup>1)</sup>

## ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg「日新」

最終包装製品を用いた長期保存試験(遮光保存、3年)の結果、外観及び含量等は規格の範囲内であり、遮光保存における3年間の安定性が確認された。

## 長期保存試験

試験条件:最終包装製品(ガラスアンプルに充てんし、密封し、紙箱に入れた もの)の状態で、遮光保存

項目及び規格	開始時	1 年後	2 年後	3年後	
性状	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	
無色澄明の液	の液	の液	の液	の液	
確 (1)ライネッケ塩試液による	<b>沈殿</b> 適合	_	_	適合	
認反応	旭口			旭口	
試 (2)融点の測定	適合		_	適合	
験 (融点:128~133℃)				適合	
pH (4.0∼6.0)	4.6	4.8	5. 2	4. 9	
不溶性異物					
澄明で、たやすく検出される不溶性類	異物 適合	適合	適合	適合	
を認めない					
不溶性微粒子					
10 μ m 以上:6000 個以下/容器	適合	_	_	適合	
25μm以上:600個以下/容器					
採取容量 (1mL 以上)	適合	_	_	適合	
無菌	適合	_		適合	
菌の発育を認めない				順口	
定量試験(%)	99	101	99	99	
95~105	99	101	99	99	

## ジフェンヒドラミン塩酸塩注 30mg「日新」

最終包装製品を用いた長期保存試験(遮光保存、3年)の結果、外観及び含量 等は規格の範囲内であり、遮光保存における3年間の安定性が確認された。

## 長期保存試験

試験条件:最終包装製品(ガラスアンプルに充てんし、密封し、紙箱に入れた もの)の状態で、遮光保存

	項目及び規格	開始時	1 年後	2 年後	3年後
性状		無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
	無色澄明の液	の液	の液	の液	の液
確認	(1) ライネッケ塩試液による沈殿 反応	適合	_	ĺ	適合
試験	(2)融点の測定 (融点:128~133℃)	適合	_	Ī	適合
	pH (4.0~6.0)	4. 5	4.8	4. 5	4. 9
不溶性異物 澄明で、たやすく検出される不溶性異物 を認めない		適合	適合 適合		適合
不溶性微粒子 10 μm 以上:6000 個以下/容器 25 μm 以上:600 個以下/容器		適合	_	_	適合
実容量 平均:規定による表示量及び過量の和の 107% 以下 個々:表示量以上で、規定による表示量及び過量の和の 115%を超えるものは1 個以下		適合	_	-	適合
無菌 菌の発育を認めない		適合	_	_	適合
浸透圧比 (参考値)		1. 7	1. 7	1. 7	1.7
定量試験(%) 95~105		100	99	100	100

## 光安定性試験 (参考情報)

保存形態:

ラベルなし保存品:ラベルあり保存品のラベルを剥がしたもの

ラベルあり保存品:無色透明ガラスアンプルに充てんし、密封し、ラベルを

貼付したもの

遮光品: ラベルあり保存品を紙箱に入れ、製品としたもの(最終包装製品)

保存条件: 蛍光灯照射(約10001x)

				7日後	14 日後	25 日後	50 日後
項目及び規格		開始時	24 時間後	(約15万	(約30万	(約60万	(約 120 万
				lx • hr)	lx • hr)	lx • hr)	lx • hr)
	ラベルなし	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
	ノベルなし	の液	の液	の液	の液	の液	の液
性状	ラベルあり	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
無色澄明の液	7.10009	の液	の液	の液	の液	の液	の液
	遮光品	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
	<b>座儿</b> 面	の液	の液	の液	の液	の液	の液
LJ	ラベルなし	4.7	_	4. 7	4. 7	4.4	3.9
p H 4. 0∼6. 0	ラベルあり	4. 7	_	4.6	4. 7	4.8	4.0
4.000.0	遮光品	4. 7	_	4.6	4.6	4.7	4. 7
2. 本ロル	ラベルなし	1.7	_	1.7	1.7	1.7	1.7
浸透圧比 (参考値)	ラベルあり	1.7	_	1.7	1. 7	1.7	1. 7
	遮光品	1.7	_	1.7	1.7	1.7	1.7
定量試験(%) 95~105	ラベルなし	101	_	99	99	101	99
	ラベルあり	101	_	99	99	101	100
90.0100	遮光品	101	_	99	99	101	100

※本剤の貯法は遮光保存である。

6. 溶解後の安定性 ፣
--------------

該当しない

7. 他剤との配合変化 | 該当資料なし (物理化学的変化)

8. 生物学的試験法

該当しない

- 9. 製剤中の有効成分の 確認試験法
- (1)ライネッケ塩試液による沈殿反応
- (2)融点の測定(融点:128~133℃)
- 10. 製剤中の有効成分の 定量法

0.02mo1/L 過塩素酸による滴定(電位差滴定法)

11. 力価

本剤は力価表示に該当しない

12. 混入する可能性のあ 該当資料なし る夾雑物

13. 注意が必要な容器・ 外観が特殊な容器に 関する情報

該当資料なし

14. その他

該当しない

# Ⅴ. 治療に関する項目

1. 効能又は効果	じん麻疹 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎)、枯草熱、アレルギー性鼻炎、血管運動 性鼻炎、急性鼻炎、春季カタルに伴う瘙痒
2. 用法及び用量	ジフェンヒドラミン塩酸塩として、通常成人1回10~30mgを皮下又は筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。
3. 第1 (2) (3) (4) (5) (2) (3) (4) (5) (2) (3) (4) (5) (5) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	該当資料なし

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある

ヒスタミンH<sub>1</sub>受容体拮抗薬

化合物又は化合物群 エタノールアミン系:クレマスチンフマル酸塩

フェノチアジン系 : アリメマジン酒石酸塩、プロメタジン塩酸塩

プロピルアミン系 : dI-クロルフェニラミンマレイン酸塩、d-クロルフェニ

ラミンマレイン酸塩

ピペラジン系 : ヒドロキシジン、ホモクロルシクリジン塩酸塩

ピペリジン系 :シプロヘプタジン塩酸塩水和物 等

2. 薬理作用

(1)作用部位・作用機 序<sup>2)</sup>

ジフェンヒドラミンはヒスタミンH<sub>1</sub>受容体遮断薬である。H<sub>1</sub>受容体を介す るヒスタミンによるアレルギー性反応 (毛細血管の拡張と透過性亢進、気管支 平滑筋の収縮、知覚神経終末刺激による瘙痒、など)を抑制する。

(2)薬効を裏付ける試 験成績

該当資料なし

(3)作用発現時間・持|該当資料なし 続時間

# Ⅷ. 薬物動態に関する項目

₩. 楽物虭態に関す	る垻日
1.血中濃度の推移・測 定法	
(1)治療上有効な血中 濃度	該当資料なし
(2)最高血中濃度到達時間	該当資料なし
(3)臨床試験で確認された血中濃度	該当資料なし
(4) 中毒域	該当資料なし
(5)食事・併用薬の影 響	「Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 7. 相互作用」を参照
(6) 母集団(ポピュレーション)解析に	該当資料なし
より判明した薬物	
体内動態変動要因	
2.薬物速度論的パラメータ	該当資料なし
(1)解析方法 (2)吸収速度定数	
(3) バイオアベイラビ	
リティ (4)消失速度定数	
(5) クリアランス	
(6)分布容積(7)血漿蛋白結合率	
3. 吸収	該当資料なし
4.分布 (1)血液一脳関門通過	該当資料なし
性	吹当具作なし   
(2)血液一胎盤関門通過性	該当資料なし
(3)乳汁への移行性	「WL. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への 投与(2)」を参照
(4) 髄液への移行性	該当資料なし
(5) その他の組織への 移行性	該当資料なし
5.代謝 (1)代謝部位及び代謝	該当資料なし
経路	
(2)代謝に関与する酵 素(CYP450 等)の	
分子種 (3)初回通過効果の有	
無及びその割合	
(4)代謝物の活性の有 無及び比率	
(5)活性代謝物の速度	
論的パラメータ	

6.排泄 (1)排泄部位及び経路 (2)排泄率 (3)排泄速度	該当資料なし
7. トランスポーターに 関する情報	該当資料なし
8.透析等による除去率	該当資料なし

# Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当記載事項なし
2.禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)	次の患者には投与しないこと 1. 閉塞隅角緑内障の患者 [抗コリン作用により眼圧が上昇し、症状を悪化させることがある。] 2. 前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者 [抗コリン作用による膀胱平滑筋の弛緩、膀胱括約筋の緊張により、症状を悪化させるおそれがある。]
3. 効能又は効果に関連 する使用上の注意と その理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連 する使用上の注意と その理由	該当しない
5. 慎重投与内容とその理由	次の患者には慎重に投与すること 開放隅角緑内障の患者 [抗コリン作用により眼圧が上昇し、症状を悪化させる ことがある。]
6. 重要な基本的注意と その理由及び処置方 法	眠気を催すことがあるので、本剤投与中の患者には、 <b>自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させない</b> よう十分注意すること。
7.相互作用 (1)併用禁忌とその理由 (2)併用注意とその理由	接角
8.副作用 (1)副作用の概要 (2)重大な副作用と初 期症状	本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。該当記載事項なし

(3) その他の副作用	副作用が認められた場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。	
(2) (2) (2) (2)	頻度不明	
	過敏症	発疹等
	循環器	動悸等
	精神神経系	めまい、倦怠感、神経過敏、頭痛、眠気等
	消化器	口渇、悪心・嘔吐、下痢等
(4)項目別副作用発現 頻度及び臨床検査 値異常一覧 (5)基礎疾患、合併症、 重症度及び手術の	該当資料なし	
有無等背景別の副 作用発現頻度 (6)薬物アレルギーに 対する注意及び試 験法	該当資料なし	
9. 高齢者への投与		は抗ヒスタミン作用によるめまい、鎮静等の精神症状及び抗コ 口渇等があらわれやすいので、注意すること。
10. 妊婦、産婦、授乳婦 等への投与	[抗ヒスタミわせる疫学調(2)授乳中の婦人	受している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。 ン剤を投与された患者群で、奇形児の出産率が高いことを疑 配査結果がある。] 、には投与しないことが望ましいが、やむを得ず投与する場合 にはせること。[母乳を通して、乳児の昏睡がみられたとの報
11. 小児等への投与	る危険性が高 (2)低出生体重児 て、ベンジル 症状(あえき	日、新生児には、中枢神経系の副作用(興奮、痙攣等)が起こらいので、投与しないことが望ましい。 日、新生児に使用する場合には十分注意すること。[外国においレアルコールの静脈内大量投与(99~234mg/kg)により、中毒で呼吸、アシドーシス、痙攣等)が低出生体重児に発現したといる。本剤は添加剤としてベンジルアルコールを含有している。]
12. 臨床検査結果に及ぼ す影響	該当記載事項な	L
13. 過量投与	該当記載事項な	L
14. 適用上の注意	に注意するこ 1)筋肉内注射 なお、特に また、低出 2)神経走行部 3)注射針を刺 ちに針を抜 (2)本剤はワンホ	こあたっては、組織・神経等への影響を避けるため、下記の点と。 は、やむを得ない場合にのみ必要最小限に行うこと。 に同一部位への反復注射は行わないこと。 性体重児・新生児・乳児・幼児・小児には特に注意すること。 るを避けるよう注意すること。 引入したとき、激痛を訴えたり、血液の逆流をみた場合は、直 でき、部位をかえて注射すること。 パイントアンプルであるが、アンプルカット部分をエタノール の、カットすることが望ましい。
15. その他の注意	該当記載事項な	L
16. その他	該当しない	

# IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 (1) 薬効薬理試験 (「VI. 薬効薬理に関 する項目」参照) (2) 副次的薬理試験 (3) 安全性薬理試験 (4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験 (1) 単回投与毒性試験 (2) 反復投与毒性試験 (3) 生殖発生毒性試験 (4) その他の特殊毒性	該当資料なし

# X. 管理的事項に関する項目

ļ ————————————————————————————————————		
1.規制区分	製 剤:処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 有効成分:該当しない	
2.有効期間又は使用期 限	使用期限:3年(安定性試験結果に基づく)	
3. 貯法・保存条件	遮光保存	
4.薬剤取扱い上の注意 点 (1)薬局での取り扱い 上の留意点につい	「WII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 14. 適用上の注意」を参照	
て (2)薬剤交付時の取り 扱いについて (患者等に留意すべ き必須事項等) (3)調剤時の留意点に	「WII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 6. 重要な基本的注意とその及び処置方法」を参照 特になし	)理由
ついて		
5. 承認条件等	該当しない	
6. 包装	注 10mg: 1mL×100 管 注 30mg: 2mL×100 管	
7.容器の材質	アンプル:無色ガラス 化 粧 箱:紙	
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬:なし 同 効 薬:クレマスチンフマル酸塩、 <i>み</i> クロルフェニラミンマレイン シプロヘプタジン塩酸塩水和物、ホモクロルシクリジン塩酸	
9. 国際誕生年月日	不明	
10. 製造販売承認年月日	販売名変更による	
及び承認番号	販売名 製造販売承認年月日 承認番号	
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg「日新」2015 年 2 月 12 日22700AMX0019600	00
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 30mg「日新」2015 年 2 月 9 日22700AMX0013200	00
	旧販売名:10mg レスミン注射液 1982 年 9 月 9 日 旧販売名:30mg レスミン注射液 1982 年 9 月 9 日	

11. 薬価基準収載年月日	販売名変更による	
	販売名	薬価基準収載年月日
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg	「日新」 2015年6月19日
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 30mg	「日新」 2015年6月19日
	旧販売名:10mg レスミン注射液 1958年11月20日 旧販売名:30mg レスミン注射液 1958年11月20日	(経過措置期間終了 2016 年 3 月 31 日) (経過措置期間終了 2016 年 3 月 31 日)
12. 効能又は効果追加、 用法及び用量変更追 加等の年月日及びそ の内容	該当しない	
13. 再審査結果、再評価 結果公表年月日及び その内容	1975年10月17日付 医療用医薬品	再評価結果による「効能・効果」の変更
14. 再審査期間	該当しない	
15. 投薬期間制限医薬品 に関する情報	本剤は、投薬期間に関する制限は定	められていない。
16. 各種コード		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	OT 番号 厚生労働省 レセプト 薬価基準収載 電算コード 医薬品コード
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg「日新」	9309401 4411400A1033 620930901
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10 30mg「日新」	9310001 4411400A2030 620931001
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品に該	当しない。

# XI. 文献

1. 引用文献	1) 日新製薬株式会社 社内資料(安定性) 2) 第十七改正日本薬局方解説書,C-2198,廣川書店(2016)
2. その他の参考文献	該当資料なし

# XII.参考資料

1. 主な外国での発売状況	該当資料なし
2. 海外における臨床支援情報	該当資料なし

# XⅢ. 備考

その他の関連資料	該当資料なし
----------	--------